

第三章 ポストスハルト期におけるイスラーム復興

第一節 イスラーム政党の伸張

1. スハルト期におけるイスラーム勢力の動向

インドネシアにおいて、イスラーム教徒（ムスリム）が全人口に占める割合は8割を超える¹。バリ島はヒンドゥー教徒が多数を占めるが、それ以外でジャワ以外の島々（外島）の一部を除いては、ムスリムが多数である。ただし、イスラームを国教とは定めておらず、信教の自由は保障されている。

第11章 宗教

第29条 (1) 国家は、全智全能の神に対する信仰に基礎をおく。

(2) 国家はすべての国民にたいし信教の自由と、それぞれの宗教と信仰とにしたがって信徒としての義務を遂行する自由を保障する。²

ただ、インドネシアにおいて宗教とみなされるのはイスラーム教、ヒンドゥー教、カトリック、プロテスタント、仏教であり、土地固有の祖先崇拜信仰であるアニミズムなどは非公認となる。それとともに、政府公認の「宗教」となるには、その宗教が一神教である必要がある。それは憲法前文にあるパンチャシラに「唯一至高なる神」と書かれていることにも表れている。ヒンドゥー教は元来、多神教ではある³が、インドネシア政府公認の宗教となるために、バリ・ヒンドゥー独自の神としてサンヒャン・ウィディ（様々な神々を統合した唯一神）が最高神として創造された。また、信仰の自由とはいっても、国民はいずれかの宗教を信仰せねばならず、無宗教（信仰宗教なし）は認められない。それは、無宗教であることは共産党員と同一視され、監視・検挙の対象となる。それは、「共産党の解散および共産主義活動の禁止に関する暫定国民協議会決定 1966 年第 25 号」⁴に見られるように、「9・30 事件」以降、暫定国民協議会によって共産党は非合法化されたためである。

そうした中、スハルトは宗教にさほど傾斜することなく、というよりはむしろ、イスラーム教をはじめとする宗教を政府当局の監視下に置き、その社会勢力としての力を抑え込んだ。例えば、イスラーム勢力の政治関与を抑え込んだことが挙げられる。スハルト以前

のスカルノ政権下では、イスラーム政党も公式に認められ、図表 3-1 のように一定の議院内勢力も保持していた。勿論、イスラーム政党の中にも、伝統主義イスラームと改革主義イスラーム⁵の対立が存在していたが、それでも政治組織としてのイスラーム勢力が存在していたことは、この後のスハルト政権期とは大きく異なるところであろう。

図表 3-1 1955 年総選挙結果

政党名	得票数	得票率	議席数
国民党	8,434,653	22.32	57
マシュミ党	7,903,886	20.92	57
NU党	6,955,141	18.41	45
共産党	6,179,914	16.36	39
インドネシアイスラーム連合党	1,091,160	2.89	8
インドネシアクリスチャン党	1,003,326	2.66	8
カトリック党	770,740	2.04	6
社会党	753,191	1.99	5
ムルバ党	199,588	0.53	2
その他	4,493,700	11.88	30
合計	37,785,299	100	257

出所：KPU ホームページより筆者作成。

スハルト政権では、宗教勢力が独自に政党をもつことは事実上不可能であった（本論文第一章を参照）。各党・団体ともパンチャシラに基づくことが義務とされ、開発統一党はイスラーム色を前面に表明することができなくなった。結果、イスラーム勢力は表立った政治活動を控え、宗教活動に専らその重きを置くようになった。また、スハルトは 1977 年の総選挙に際し、旧カトリック党の指導者に「われわれにとってイスラームは共通の敵である」と述べたとされる⁶。また、1989 年にはバンドゥンのイスラーム討論グループが、イスラーム知識人協会を設立しようとした際、その集会が警察によって未然に防がれ、設立できなかったという⁷。

しかし、1990 年 12 月にはスハルト主導で「ムスリム知識人協会 Ikatan Cedekiawan Muslim se-Indonesia (ICMI)」が設立され、スハルト側近のハビビが議長に選出された。

この協会に参加しない旨を公に発表した主要なイスラーム教指導者は、当時 NU 総裁であったアブドゥルラフマン・ワヒドのみであった⁸。スハルトはなぜこの時期に、イスラーム勢力の取り込みを図ったのか。それはこの年、「モニター事件」が関係しているのではないだろうか。モニター事件とは、カトリック系新聞社の発行する雑誌『モニター』が紙上の企画で有名人の人気投票を行った結果、第 1 位スハルト、第 2 位ハビビ、第 3 位スカルノと続き、第 10 位にモニター誌編集長、第 11 位に預言者ムハンマドが選ばれた事件のことである⁹。世俗的なスハルトやスカルノ、或いはモニター誌編集長よりも下位に、イスラーム教の預言者ムハンマドはランクインしており、そうした世俗の政治家たちとイスラーム教の預言者を同列に扱っていることが問題とされた。

この結果に対し、イスラーム勢力などの扇動が見受けられないままに一般市民が抗議デモを連日開き、暴徒化した一部の者たちによってモニター事務所が襲撃され、ついには政府当局によってモニター発禁処分が下された。特筆すべきは、この暴動の際にイスラーム指導者による扇動がなかったという点である。つまり、デモを起こしたり暴徒化した一般市民は、「自らの意思」によってイスラームの尊厳を守り、行動を起こしたと考えられる。確かに「自らの意思」というよりは、非熟練労働者のように、潜在的な不安定要素に含まれる下層労働者や失業者がデモをきっかけに騒ぎを起こしたという見方もできようが、少なくともデモに関しては「自らの意思」によるものだと考えられる。つまり、このデモの発生は、この時期に人々の間でアイデンティティ形成においてイスラームというものが重要視され、そして「われはムスリムなり」との思想が少しではあるが芽生え始めた証ではないだろうか。

見市によれば、スハルト政権崩壊後に誕生する正義党 Partai Keadilan は、その支持母体に「ダーワ・ kampus Dakwa Kampus」¹⁰と呼ばれる、大学キャンパスにおける宗教活動をもつとされる¹¹。そしてそのダーワ・ kampus は、スハルト政権下において活動が開始され、スハルト体制の弾圧によって衰退した学生の政治運動に対する代替的な運動として登場したとされる¹²。すなわち、現状に対しての不満をいかに表明するか、その手段が、デモなどの従来の政治的運動から、イスラーム教などの宗教に名を借りた運動に取って代わられたというのである。彼らは少人数のグループに分かれ、議論を深める。テーマは狭義の宗教問題に限らず、家庭や社会問題、ビジネスなどに広がる。ただし、彼らは暴力的手段を用いてイスラーム法（シャリーア）の遵守を求めるような「イスラーム原理主義組織」ではない。また、政党は結成されたものの、その目的は（少なくとも名目的には）国

会内の議席や閣僚ポストを確保することではなく、「ダーワであり、宗教儀礼だけではなくイスラームに実質性を持たすこと¹³」なのである。すなわち、物理的な暴力の行使ではなく、平和的解決、中庸なのである。ゆえに、彼らの街頭活動は整然としており、騒乱に発展するようなことはない。

また中田は、とくに 1990 年代以降のインドネシアにおいて、草の根レベルでのイスラーム学習活動が盛んに行われている実態を明らかにしている¹⁴。こうした活動に学生が関与している場合が多分にあり、学生を中心としたダーワや学習支援活動がスハルト政権下において芽吹きはじめたことは、スハルトが 1990 年に ICMI の設立を認めるなど、イスラーム勢力に対して取り込みを図りはじめたことと時を同じくして、インドネシアにおけるダーワの鍵となると考える。

2 . スハルト政権崩壊以降のイスラーム勢力の動向と総選挙

スハルト政権が崩壊し、ハビビ政権下に入ると状況はさらに変化した。ハビビは政党設立の自由化を認め、政治 3 法を制定した。とくに政党法においては、政党の設立要件が

(a) パンチャシラを党の定款に掲げる

(b) 原則、特徴、要望、計画がパンチャシラに反しない

(c) 党员要件が、選挙権をもつインドネシア人全てに対して開かれている

(d) 外国の国章と同じ名称又は党章、インドネシア国旗、外国の国旗、個人の肖像、既存の政党の名称と党章を使用しない¹⁵、

とされ、この 4 点が満たされれば、21 歳以上のインドネシア国民が 50 名以上集まることで、政党の設立が可能となった。また、国民協議会においてパンチャシラ講習義務づけの規定が破棄され、スハルトが唯一の国家原則としたパンチャシラに、すべての国民が従う義務がなくなった。

これにより、例えば開発統一党は党章に従来の「星」ではなく、カーバ神殿の図柄を挿入した。さらに、NU を支持母体とした民族覚醒党、インドネシア第 2 のイスラーム団体であるムハマディヤを支持母体とする国民信託党、既存のイスラーム団体と一線を画すイスラーム指導者らが設立した月星党 Partai Bulan Bintang、都市部の学生が大きな支持基盤の 1 つである正義党など、多くのイスラーム政党が設立された。1999 年の総選挙後、

国民協議会において大統領が選出される流れの中で、イスラーム諸政党は「中道軸」として連合し、メガワティ選出阻止・ワヒド選出に大きく影響を及ぼし、その存在感を見せ付けた¹⁶。

1945 憲法が改正され、政治が民主化へ向かって、1997 年のアジア経済危機以降インドネシア経済は一向に回復しなかった。そして、スハルト不正蓄財疑惑に代表されるスハルト一族のファミリービジネスに対して、司直の手が伸びても核心部分を突くことができず、それに加えて新たな汚職事件が明るみに出た。スハルト時代の悪しき流行語でもあった KKN が、スハルト政権崩壊後も以前続いていることが次第に明らかになってきた。また、スハルト後の新たな国家指導者層内でも KKN が発覚し（バリ銀行疑惑、ブルネイ・ゲート疑惑など）、国民の不満は高まった。2004 年 2 月には、第一審、控訴審ともに有罪判決だったアクバル・タンジュン国民議会議長が、最高裁で逆転無罪判決を受けた¹⁷。

そうした中で、2004 年総選挙が実施された。すると、前回の 1999 年の総選挙では議会第 1 党であった闘争民主党が得票率を 15 ポイント以上も下げ、議会第 2 党に転落した。ゴルカル党は議会第 1 党にこそ返り咲いたが、得票率や議席数は前回とほとんど変化は無く、支持が拡大したとは言い難い。むしろ注目すべき点は、既存政党の得票率が軒並み下落し、替わって都市部の支持を集めた福祉正義党や民主主義者党といった新政党が議席を得ている点である。しかも民主主義者党は初参加にもかかわらず 50 議席以上を獲得し、既存のイスラーム政党を上回った。福祉正義党も 45 議席と、議会内に一定の発言力を確保した¹⁸。

現地の報道によれば、憲法改正審議で福祉正義党はムスリムにシャリーア遵守を義務づけたジャカルタ憲章挿入を主張し、インドネシアでは数少ない「原理主義的、やや排他的な思想傾向を持つ」政党であると指摘している¹⁹。また同党の指導者であるヒダヤット・ヌル・ワヒッドは、インドネシアは世俗国家ではなく、宗教と政治は不可分であるとしており、イスラームと民主主義が政治の基本であるとしている²⁰。

ではなぜ福祉正義党、そして民主主義者党に支持が集まったのか。それは、有権者が既存政党を嫌い、KKN の完全払拭などを期待し、清新なイメージのある福祉正義党や民主主義者党に投票したのではないだろうか。ジャカルタで小さな出版社を営み、福祉正義党支持者であるムスリムの知人²¹の話によれば、福祉正義党は 2002 年のジャカルタ洪水では発生後即座に現地対策本部を立ち上げ、被災者の救済を行った。また新聞報道によれば、「大政党が真剣に取り組まない汚職問題を中心に、賭博、麻薬、貧困、失業、医療問題な

ど幅広い社会問題を日常的に取り上げ、大都市のカンブンに託児所やクリニックを開いて庶民の心をつかみ、クリーンなイスラーム政党としての地位を確立した」²²とされている。そうした日常の社会福祉活動が結実し、有権者の期待を集めたのであろう。

ただ、インドネシアにおいてはその政党がイスラームを標榜しようと民族主義を標榜しようと、さほど関係ないと考える。それは、イスラーム政党である福祉正義党が躍進したとはいえ、世俗政党である民主主義者党も躍進し、むしろ福祉正義党を議席で上回っていることから明らかである。すなわち、有権者は「汚職追放」「経済の安定的回復」といった政策を見ているのだと考える。勿論、有権者が各党の政策を一語一句吟味しているとは到底思えない。ただ、5年前の総選挙時に「汚職追放」を叫んだ政党が汚職に手を染めている、あるいは幫助し、追放できていないという事実を有権者は認識している。それではイスラーム教が投票行動とまったく無縁かといえば、これもそうではないと考えられる。教育の普及、識字率の向上によって、イスラーム教に関する雑誌や本、すなわち活字媒体を目にする国民が増えてきているのではないかと考えられる。また、高等学校のカリキュラムの中に「宗教」の時間があり、自らの宗教について理解を深めた人々が増えてきているのではないかと考えられる。このイスラーム復興の兆しについては、第三節で論じる。

第二節 ジャカルタ憲章とパンチャシラ

1. ジャカルタ憲章の取り扱い

1945年憲法前文を見ると、「ジャカルタ憲章 Piagam Jakarta」とほぼ同じであることが分かる。ジャカルタ憲章はそもそも憲法前文案としてまとめられたものであり、本来ならば、憲法前文としてそのまま採用されるべき文章である。ではなぜ完全に採用されなかったのか。それはジャカルタ憲章の中の文言、「イスラーム信徒にはイスラーム戒律の実践を義務とする神への道に基づき」という部分が、憲章起草後にキリスト教徒が多く住む東部地域代表者などの反対を受け、修正されたためである²³。つまり、内容としては憲法前文とほとんど変わらないが、ジャカルタ憲章の方はイスラーム色がやや前面に出ており、「多様性の中の統一」「信教の自由」をうたう1945年憲法には相応しかなかったのである。そしてこの判断は、インドネシアにおけるイスラーム教の国教化を防いだとともに、イスラーム教信仰を個人の問題と片付けることによって、政教分離を目指されたと考えられる。

これにより、憲法内にイスラーム法的な文言を持ち込む必要がなくなり、非イスラーム教徒を含んだ国家の統一が図れる。ただし、こうした動きにはやはりイスラーム勢力が反対したが、スカルノはまずは憲法を制定して国家を独立させ、「オランダとの独立戦争に勝利して完全な独立を達成したあかつきには、正式な憲法を起草するための制憲議会を召集すると約束」し、イスラーム勢力の譲歩を引き出した²⁴。

その後、1950年暫定憲法 Undang-Undang Dasar Sementara Republik Indonesia から1945年憲法に復帰させる大統領布告²⁵を1959年7月5日に発布する際、その文言に「1945年6月22日のジャカルタ憲章は、1945年憲法に魂を入れ、この憲法と一体をなすべきものであると確信する」²⁶という一文を加えた。1966年には、議会内に設置された政治委員会において、スハルト新秩序体制が基づくべき法源は1945年憲法であるとされた。増原によれば、この根拠は1959年7月の大統領布告に基づいているため、ジャカルタ憲章についても大統領布告と同様に扱われ、すなわち「憲法と一体をなすべきもの」と認められた。そしてその大統領布告はパンチャシラ、独立宣言、1945年憲法、「スーパースマール Supersemar」²⁷と並んで1966年6月9日に成立した「法源と法令の序列に関する国民議会の覚書」の中に法源として盛り込まれ、その覚書は1966年7月の暫定国民協議会 Majelis Permusyawaratan Rakyat Sementara (MPRS) にて、第20号の決定として正式に定められるようになった²⁸。

ジャカルタ憲章の法的位置づけについては、法的効力を持つとする肯定的な立場の者がおり、増原によればその中にはNU幹部が含まれていた²⁹。ただ、法的効力を持つとはいってもその内容に言及する者は少なく、せいぜいザカート（喜捨）や宗教教育、特にイスラーム教育に関するものがシャリーアに合致するかどうかといった言及が、宗教大臣からなされる程度であった。

その後、1960年代後半にキリスト教徒の布教活動に対するムスリムの疑念が深まり、ウンマ（イスラーム共同体）を防衛する目的でジャカルタ憲章復活をもくろむ動きがあったが³⁰、しかしパンチャシラにおいて唯一神の信仰が認められている以上はキリスト教徒をも認めるべきであり、またマカッサル事件³¹などを受けてムスリムに対し、寛容な態度を示すよう求める意見が出た³²。またこうしたジャカルタ憲章復活は、憲法改正を伴うものであるから、憲法改正に消極的で、かつイスラーム勢力を政治的に封じ込めておきたいスハルトは、憲法を改正しようとはしなかった。

2. 憲法改正とジャカルタ憲章復活論

スハルトが退陣し、1999年に第1次憲法改正が行われると、国民協議会第1特別委員会において、ジャカルタ憲章復活の提案がなされた。川村によればこの提案を行ったのは月星党と開発統一党など、イスラーム政党³³であった。そして、彼らはジャカルタ憲章の「イスラム信徒にはイスラム戒律の実践を義務とする神への道に基づき」³⁴という文言を、憲法第29条に挿入しようとした。これに対し、闘争民主党やゴルカル党から反対の声が上がリ、また民族覚醒党や国民信託党といったイスラーム政党からも反対され、結局条項を挿入することはできなかった。また、2000年の国民協議会で行われた決定³⁵によれば、法源は1945年憲法、MPR決定、法律、法律代行政令、政令、大統領決定、地方政令と定められた。またそれに加え、第7条で過去の法源に関する決定をすべて破棄したと宣言された。これにより、MPRS決定1966年第20号やその一連の改正に関するMPR決定はすべて破棄され、先に述べたスカルノの大統領布告に加えられた「1945年6月22日のジャカルタ憲章は、1945年憲法に魂を入れ、この憲法と一体をなすべきものであると確信する」との文言は、もはや効力を持たないものとなった。

しかし2004年総選挙において、選挙を経た民主的手続きに則ってイスラーム国家を目指そうとする福祉正義党によって、このジャカルタ憲章復活論は再燃した。また開発統一党も、シャリーア導入を目指そうとする動きがあった。開発統一党の幹事長ユヌス・ヨスフィア Junus Yosfiah はシャリーアの導入について、「総選挙キャンペーンでは、国是であるパンチャシラ（建国五原則）の原則に基づいて、イスラム法の実践を訴えていく」³⁶と述べ、将来のシャリーア導入に含みを残す発言をした。結果は福祉正義党が45議席を獲得し、開発統一党は前回1999年とほぼ変わらず58議席を獲得した。またイスラームを党の原則に掲げているか、支持母体がイスラーム団体である政党の得票率は、1999年時が37.42%だったのに対し、今回2004年は38.34%と、1ポイント近く上昇している。議席率を見ると、1999年は国軍任命議席を除いた462議席中172議席で37.23%、2004年は550議席中231議席で42%と、5ポイント近く議席率が上昇している。このイスラーム政党に対する支持が少しずつではあるが伸びている証と考えられる。

ただし、シャリーアが導入されると、実際インドネシアはどう変化するのか。シャリーアとはイスラーム法を指し、具体的にはクルアーン（コーラン）やスンナ（預言者慣行、または預言者言行録としてのハディース）など、イスラーム的な秩序の体系を指している。シャリーアが適用されるのはムスリムであり、他宗教信者には適用されない。このシャリ

アは個々のムスリムの「宗教的」生活のみならず、「現世的」「世俗的」生活をも具体的に規制するものである。したがって、ムスリムはシャリーアが導入された場合、自らの宗教信仰のみならず、実際生活上も規定される。ゆえに、ムスリムはシャリーアを遵守せねばならない。ではそのシャリーアが導入されると、具体的にどのような政治制度の変化が起こりうるのか。

まずは憲法にジャカルタ憲章が挿入され、ムスリムに対してシャリーアの遵守が義務付けられると、クルアーンを守らねばならない。そしてそのクルアーンに記されている「勸善懲悪」思想³⁷、すなわち実力を持ってムスリムに宗教上の義務を強制使用とする義務をムスリムは負う。よって、次項で述べるような「不謹慎な」ムスリムは強制的に「敬虔な」ムスリムとなることを強要される。加えて、イスラームは他宗教への改宗を認めていないので、イスラームの教えが自らの信条と異なるとして改宗しようとしても不可能である。ゆえにイスラームから改宗することは不可能としても「事実上改宗した」として名目上のムスリムに留まり、実際生活上はハラム、すなわちイスラームの教えに反する行為を行っている者に対しても、強制的にイスラームの教えを守らせなければならない。よって、例えば日中の礼拝時間³⁸に営業している商店などに勤務する人々が、強制的に礼拝させられる可能性も否定できない。それはムスリムのみならず、異教徒に対して大きな障害となることが予想される。インドネシアのムスリムには敬虔なムスリムもいれば「統計上の」ムスリムもいる。

したがって、国家の憲法にシャリーア遵守を示唆する文言が加えられれば、「統計上の」ムスリムは半ば強制的に敬虔さを求められる。個々人の内面に置かれるイスラームであれば、敬虔さは個々人の判断に任される点もあろうが、法となっては個々人の判断以前の問題となってしまう。もちろん、シャリーアは成文法として存在するものではなく、実際はクルアーンやスンナを法源の一部に加えるといった作業が行われるのだろうが、その「法源化」はインドネシアにおける多様性を綻びさせかねないと考える。シャリーア導入を含むジャカルタ憲章の1945年憲法挿入には、問題があるといわざるを得ない。

第三節 ポストスハルト期のイスラームと政治

1. 都市のイスラーム復興

インドネシアにおいてもイスラーム復興が、特に都市部において見られるようになった。イスラーム復興とはムスリムがムスリムとしての自覚に覚醒するとともに、イスラームは宗教的生活のみならず現世的生活にも影響を及ぼすとし、ムスリムの生活全般に、そして社会の諸領域に包括的に宗教の介入を深めていこうとする動きである³⁹。この復興の機運が、インドネシアの、特に都市部で顕著となってきた。

まず福祉正義党の躍進である。福祉正義党は先にも述べたがシャリーア導入を訴えつつ、選挙を通じて議会多数派を握り、イスラームの徹底を訴える政党である。この政党は前身が正義党であり、1999年総選挙時ではわずか143.6万票で、7議席であった。しかしその後、各方面にわたる社会活動を行い、党の再編を行って福祉正義党として再出発した2004年総選挙では、832.5万票で、45議席を獲得した。1999年当時は支持の多くがジャカルタ、バンドゥンなどの都市部であったが、2004年総選挙ではその都市部のほか、スマトラ島内全州で得票率を5%以上に伸ばし、10%以上の得票率を記録した州が8州に上った。また同時に行われたジャカルタ特別州議会選挙では、福祉正義党が州議会第1党となった。これはいったい何を表しているのだろうか。

これは、短絡的に「イスラーム復興」と結論づけることはできないと考える。それは、今回の福祉正義党躍進の背景には、同党が選挙キャンペーンで繰り返し強調した「汚職撲滅」などが有権者に共感を呼んだものと思われる。その汚職は、特にスハルト時代を中心としたKKNの撲滅である。スハルト不正蓄財疑惑は、スハルト辞任後から求められ続けていたが、スハルトの体調が思わしくないことなどを理由に追及は中止になってしまった。経済再建もままならず、1999年総選挙で上位を占めた政党は、2004年総選挙でも上位を占めているが、しかし国民議会定数が大幅に増加しているにもかかわらず、ゴルカル党が19議席、国民信託党が17議席伸ばした程度で、その他の政党は1999年総選挙とほぼ変わらないか、または闘争民主党のように大幅に減らしているかである。しかもゴルカル党も、議席は増加したが得票率は前回の22%から1ポイント近く落としており、決して有権者がゴルカル支持を強めたわけではなかった。国民信託党も同様で、議席は伸ばしているが得票率は前回の7.12%に比べ今回は6.44%と、やはり得票率を下げている。すなわち、既存政党に対して明確な支持の拡大は無かったと考える。そしてその代わりに、民主主義

者党や福祉正義党といった、新規政党に対する期待が集まったのではないかと考える。

そうした政治に対する考え方の方で、イスラーム復興は国民の間に広がっているのだろうか。例えば佐々木が調査を行った、中部ジャワのジョグジャカルタにあるカンボン⁴⁰では、近年若年層が、月に平均1度か2度の回数で、クルアーンの読誦会・勉強会が開かれるようになったという⁴¹。さらに、講師を招いての講話会も開催するという。中高年は中高年で、独自に講話会を開いているという。もちろん、若年層の全員が積極的に参加しているわけではなく、最も多いのは「率先も自発的な手助けもしないが概ね出席する人」と「時々かまれに参加する人」である。しかし彼らがムスリムとしてイスラームに目覚めたのかというと、そうでもない。

ある時、ラマダン⁴²期間中は村の近所にあるディスコも営業時間短縮ではなく、完全閉鎖となった。ラマダンの時期は全世界のムスリムが同時期に断食を行うため、ウンマの一体感をムスリムが想像し、ムスリムとしての宗教的な意識が強くなる時期である。そうしたことから、ディスコといったような宗教者から見れば眉をひそめたくくなるような施設が営業を継続することに対して、人々の目も厳しくなる時期である。積極的にクルアーン勉強会に参加している者は、この件を当然と考え、そのような店が存在していることがおかしいので、廃止すべきだと答えた。しかし最も多い、自発的でもなく率先もしないが参加する者の関心は、ディスコやディスコで働く人たちの生計がどうなるのかといったことにあったという。つまり、一応クルアーンの勉強会には参加するが、だからといって日常生活にイスラームが影響を及ぼしてくることに疑問を感じているのである。

ラマダン期間中、ジャカルタではイスラーム擁護戦線 Fron Pembela Islam (FPI) と名乗る集団が、歓楽街にあるバーを襲撃した⁴³。イスラーム擁護戦線によれば、警察は裏金を徴収し、ラマダン中のアルコール飲料の販売禁止を定めた条例に違反する店を保護しているとし、監視しなければ、有名無実の条例となってしまうためとしている。しかしこうした襲撃に対し、イスラーム団体からも批判の声が上がり、じゃかるた新聞とのインタビューで、イスラーム擁護戦線は襲撃を中止すると発表した⁴⁴。こうした暴力行為は、一般市民を巻き込んだ犯罪であるが、しかしイスラーム擁護戦線のメンバーは自らの行為を「条例遵守のために巡回し」たものとして正当化している。

図表 3-2 インドネシアにおける識字率の推移

1961 年	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年
42.9%	60.9%	71.2%	84.1%	88.6%

出所；Biro Pusat Statistik “Indikator Kesejahteraan Rakyat”各年版より筆者作成。

筆者がジャカルタで見聞した中では⁴⁵、金曜礼拝のために毎週金曜日の正午ごろ、モスクで礼拝するムスリムが増えているのである。また、街中に出てもジルバブ⁴⁶を被る女性が以前より増えており、社会の中において女性たちに対するイスラーム的な見方、すなわち素肌を露出して外出するよりは、オシャレな布一枚でいいから被って外出した方がよいのではといった見方である。そしてそのような見方が広がっている、或いは、一部の女性たちの中では、ムスリムとしての自覚が芽生え始めている可能性があるといえよう。書店に行っても、イスラーム関連書物だけ 1 コーナーどころか 2 コーナー以上占めており、イスラーム関連書物の出版が増えていることを物語っている。これは図表 3-2 に示すような、識字率の向上も関係しているだろう。識字率が向上し、学校に通う子供たちが増えた結果、イスラームに対する書物の購読が可能となり、また学校でもイスラームの授業が行われ、イスラームとしての自覚が少しずつ芽生えてきたと考えてよいだろう。また前述した佐々木の調査では、1970 年代初頭から 90 年代にかけ、モスクの数がジャワでは急激に増加したという⁴⁷。クルアーンの勉強会や学校の授業、関連書物などによってイスラームに接する機会が増えたムスリムは、自らの生活にイスラームが直接関係してくることに疑問は感じながらも、少しずつムスリムとしての自覚が芽生えてきたのではないかと考える。

2 . イスラーム勢力と政治関与

1999 年総選挙、そして 2004 年総選挙を経て、イスラーム政党はインドネシアの政界において一つの勢力を確立した。それは世俗主義とイスラーム主義という、一つのイデオロギー的対立を含有しているが、しかしそれとともにイスラーム政党も国民と向き合うために、政策や発言内容も穏健なものとなっている。そうした中においても、イスラーム政党は自らのアイデンティティであるイスラームをいかに政策に組み込んでいくか腐心したのであると推測する。それは、以前のイスラーム勢力のように、やみくもにシャリーアの実施を求めるだけでなく、近年は実定法の中にイスラーム的思想を取り込むことが実現しているからである。例えば婚姻に関する法律であったり、相続関連、イスラーム教関連慈

善財団に関するものなどに及ぶ⁴⁸。

スハルト体制後半の 1990 年代以降、各階層においてイスラームを取り巻く環境が変化したことは既に述べたとおりである。これらのことから筆者は、スハルト体制とは異なっ
て政治体制であるものを希求する先として行き着いたのが、メガワティに象徴されるよう
な「スカルノ回帰」であり、また KKN とは無縁というイメージのあるイスラーム主義な
のではないかと考える。スハルト体制の悪しき代名詞ともなってしまった KKN と正反対
で、清廉な政治社会を望む国民にとって、イスラーム勢力は魅力的に見えたのではないだ
ろうか。ともすれば、1999 年総選挙時の闘争民主党やメガワティ同様、次期総選挙のある
2009 年までにそれ相応の成果を残さないと、闘争民主党の二の舞を演じることになりかね
ない。だからといって、早急なシャリーアの導入・実施を有権者が望んでもいないだろう。
次章で詳細を述べるが、端的に言えば有権者が望んでいるのは経済回復であり、自身の経
済環境の好転である。このため、イスラーム政党がシャリーア導入を強引に進めるような
ことがあれば、それは国民から強い反発を受けるのは必至であると考ええる。

加えて、シャリーアの導入はヒズバの義務と相まって、インドネシア共和国をイスラ
ム国家へと転換させてしまう危険性をはらんでいる。ジャカルタ憲章に「ムスリムはムス
リムらしく」などと言った文言を加えれば、「統計上の」ムスリム、すなわち敬虔ではない
が「とりあえず」のムスリムたちにとっては、思想の強制に他ならない。ゆえに、イスラ
ーム政党はシャリーアの導入、或いは挿入というよりは、イスラーム思想の観点に立って、
諸改革を推進していくべきではなからうか。そうした点から考えれば、イスラーム政党は
総選挙などの選挙結果で民意が明らかにならないかぎりには、シャリーアの導入・挿入・実施
は慎重の上にも慎重を期さねばならないと考える。一方で、このようなイスラーム勢力に
対して期待が集まっているということ、イスラーム政党以外の政党・政治勢力は考慮し、
改革を前に進めなければ、2009 年はさらなる厳しい結果が待っているであろう事は、想像
に難くない。

¹ 在日本インドネシア共和国大使館ホームページ。

² 日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集 上 1945～1959年』
日本国際問題研究所、1972年、p.24.

³ シヴァ神、ヴィシュヌ神、ブラフマ神の、いわゆる三大神をはじめ、その他にも様々な

神（太陽の神、戦の神、大地の女神、農耕の女神、知識の女神など）がある。

- 4 日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集 上 1945～1959年』日本国際問題研究所、1972年、p.499.-p.501.
- 5 伝統主義イスラームは、クルアーンとハディースに加えて、法解釈に13世紀頃までのイスラーム法学者（ウラマー）によって確立されたフィクフ（イスラーム法学）特にインドネシアで大半を占めるシャーフイー派の学説を採用する。これに対し改革主義イスラームは、特定のフィクフへのタクディール（盲従）を否定し、18世紀に起こったワッハーブ主義や、19世紀末から広がったサラフィー主義の流れを受け継ぐ。また、死者への祈祷など非イスラーム的ともとれる習慣や伝統に寛容な伝統主義イスラームを批判する。（見市建「民主化期におけるイスラーム主義の台頭：インドネシアのダーワ・カンブスと正義党」日本比較政治学会年報第4号『現代の宗教と政党 - 比較の中のイスラーム』早稲田大学出版部、2002年、p.100.・p.123.）
- 6 白石隆『新版インドネシア』NTT出版、1996年、p.202.
- 7 同書、p.184.
- 8 同書、p.184.
- 9 同書、p.206.-p.207.
- 10 ダーワとはアラビア語の da'wa に由来し、宣教や呼びかけを意味する。
- 11 見市建「民主化期におけるイスラーム主義の台頭：インドネシアのダーワ・カンブスと正義党」日本比較政治学会年報第4号『現代の宗教と政党 - 比較の中のイスラーム』早稲田大学出版部、2002年
- 12 同書、p.105.
- 13 同書、p.117.
- 14 中田有紀「インドネシアにおけるイスラーム学習活動の活性化 大学生の関与とそのインパクト」『アジア経済』第46巻第1号、アジア経済研究所、2005年
- 15 佐藤百合編『インドネシア資料データ集』アジア経済研究所、2001年、p.57.
- 16 本論文第二章を参照のこと。
- 17 ただ、地元の報道によれば、「フィクサー役のメガワティ大統領の夫タウフィック・キマス氏が、アクバル氏を無罪とするよう最高裁判事に圧力をかけたとのうわさも絶えない。上告審を前に、タウフィック氏がパウルス・エフェンディ・ロトゥルン裁判長とシンガポールで密会したとまで伝えられた」（じゃかるた新聞2004年2月13日付）としており、不透明感は拭えない。
- 18 本論文第二章を参照のこと。
- 19 じゃかるた新聞2004年3月31日付。
- 20 じゃかるた新聞2005年1月20日付。
- 21 筆者が1996年から1年間、ジャカルタに留学していた際のホストファミリー。出身は西スマトラ州のパダンで、エスニシティはミナンカバウ。敬虔なムスリムで、中学生の養女は現在、実家を離れて寄宿舎で生活しながらマドラサ（宗教省管轄の中学校）に通っている。
- 22 じゃかるた新聞2004年3月31日付。
- 23 増原綾子『軍部とイスラーム：インドネシア・スハルト体制初期のジャカルタ憲章をめぐる政治過程』富士ゼロックス小林節太郎記念基金、2004年、p.5.
- 24 同書、p.5.
- 25 1945年憲法への復帰に関する大統領布告。
- 26 日本国際問題研究所インドネシア部会編『インドネシア資料集 上 1945～1959年』日本国際問題研究所、1972年、p.584.
- 27 1966年3月11日、スカルノがスハルトに対して出したとされる大統領権限の委譲に関する命令書で、3月11日命令書（Surat Perintah Sebelas Maret）は、ジャワの影絵芝居、ワヤンにおける道化にして最高神、スマールにちなんでこう呼ばれる（白石隆『現

代アジアの象徴 11 スカルノとスハルト』岩波書店、1997年、p.136.)

- 28 増原、前掲書、p.6.-p.7.
- 29 増原、前掲書、p.6.-p.7.
- 30 この流れについては、増原論文（増原、前掲書）に詳しい。
- 31 1967年10月1日南スラウェシ州マカッサルで、あるキリスト教徒の教師が生徒を前に、イスラームを中傷したことをきっかけに複数の教会が襲撃された事件(増原、前掲書、p.9.)。
- 32 例えば著名なジャーナリストであるモフタル・ルビス Mochtar Lubis は学生団体連合の機関紙に、ジャカルタにあるカトリック教会の隣にイスティクラル・モスクが建設されようとした時、キリスト教徒は反対することは無かったとし、布教問題でムスリムに寛容な態度を求めた。しかし、そもそもマカッサル事件においてはイスラーム教を中傷した教師に非があるわけで、教会を襲撃したことは行き過ぎた行為だとしても、キリスト教徒に対して反感を抱くことは致し方ないのではないだろうか。
- 33 川村は同論文の中でイスラーム政党の定義付けを行っていない。ただ、通常インドネシア政治研究者の中でイスラーム政党、或いはイスラーム系政党とは、「イスラームをイデオロギー的基盤とするか、ムスリム共同体を支持基盤にする政党」(リザル・スクマ 川村晃一訳「ポスト・スハルト時代の政党政治」佐藤百合編『民主化時代のインドネシア』アジア経済研究所、2002年、p.115.)としたり、「政党名、シンボルマーク、政党原則に、イスラームや特定のイスラーム団体を表わす言葉や形を使用している政党を示す」(見市、前掲書、p.122.)としており、筆者も特に後者の立場に立つ。
- 34 日本国際問題研究所編、前掲書、p.17.-p.18.
- 35 法源および法規体系に関する MPR 決定 2000 年第 3 号。
- 36 ジャカルタ新聞 2004 年 1 月 5 日付。
- 37 「ヒスバ」の義務ともされる。そしてこの義務は、「個人と国家のそれぞれが、単に自らが宗教規範を遵守するだけでなく、他者による遵守を徹底させ、必要ならば強制する」という(池内恵『アラブ政治の今を読む』中央公論新社、2004年)。
- 38 通例、夜明けと 12 時、15 時、18 時、19 時頃が目安となって礼拝の時間となっている。ただし、毎日決まった時間に行われるのではなく、モスクから流れるアザーンが目安となる。
- 39 このイスラーム復興(運動)については、小杉泰『現代中東とイスラーム政治』昭和堂 1994 年、p.136.-p.155.に詳しい。
- 40 インドネシアの町中に住む庶民の住宅地を指す。意味としては「集落」「路地裏」に近い。
- 41 佐々木拓雄「現代ジャワにおける『ふつうのムスリム』」『福岡発・アジア太平洋研究報告：アジア太平洋センター若手研究者助成報告書』アジア太平洋センター、2003 年、p.50.
- 42 イスラーム暦 9 月のこと。この月は断食月とされ、日の出から日の入りまで一切の飲食は許されない。但し子供、病人、身体虚弱者は免除され、妊婦、授乳中の婦人、旅人、戦場にある兵士などは猶予されて、後日埋め合わせをしなければならない。非常に敬虔な人の中には、つばをも飲み込まず、吐き出す人もいる。この期間中、インドネシアにおいては学校が午前中に終了し、体育の授業や毎週月曜日に開かれる朝会も取り止めとなる。
- 43 ジャカルタ新聞 2004 年 10 月 25 日付。
- 44 ジャカルタ新聞 2004 年 10 月 27 日付。
- 45 スハルト体制末期の 1996 年にジャカルタに 1 年間留学し、その後は 1999 年以降、毎年のようにジャカルタへ渡航している。
- 46 女性ムスリムが頭髪を覆い隠すためにかぶる白い布。フランスでは最近、公の場においてこのジルバブ着用を禁ずる法が制定された。

⁴⁷ 佐々木、前掲書、p.49.

⁴⁸ Anies Rasyid Baswedan 'Political Islam in Indonesia', "Asian survey" 44(5), University of California Press, Berkeley, California, 2004.